

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

第一〇七號

昭和十五年十月二十一日第107號發行

(每週二回水曜日發行)

五錢

報周

號日二月十

國土計畫について
皇軍佛印に進駐

曰獨伊
三國條約締結

週報

十 二 月 日 號

第一〇七號

昭和十五年十月二十一日

日本第三種郵便物認可行（毎週一回水曜日發行）

五錢

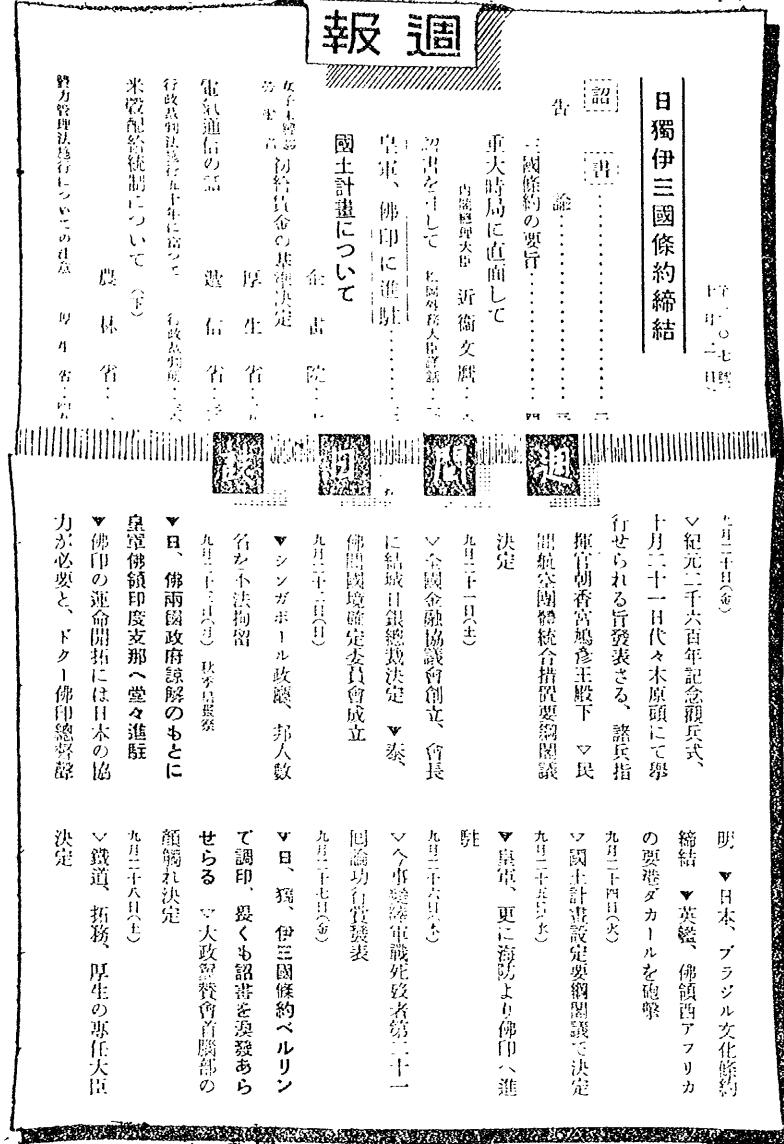
國土計畫について

皇軍佛印に進駐

伊獨曰
三國條約締結

露光量違いにより重複撮影

世界新秩序建設へ 一路邁進せよ



露光量違いにより重複撮影

世新秩序建設へ 一路進せよ



週報 (第二〇七号)

日獨伊三國條約締結

告書 論述 三國條約の要旨 重大時局に直面して 内閣總理大臣 近衛文麿 金畫院 決定

内閣總理大臣 厚生省 三月二十日(金) に結城日銀總裁決定 佛間國境確定委員會成立

詔書を捧げて 皇軍、佛印に進駐 国土計畫について 企劃院 決定

女子未満級初給賃金の基準決定 電氣通信の話 遣信・省・三月二十一日(土) にシンガポール政廳、邦人數名を不法拘留 九月二十三日(木) 秋季農業収穫統計について 九月二十四日(金) 行政裁判所、兵庫県議院に於て 佛印の運命開拓には日本の協力が必要と、ドクー佛印總裁が決定

米穀配給統制について 九月二十五日(土) に紀元二千六百年記念觀兵式、行せられる旨發表される。諸兵指揮官、彦王殿以下、民間團體統合措置要綱開議

明治日本、ブラジル文化條約締結、英艦、佛領西アフリカの要港ダカールを砲撃

九月二十六日(木) に全国金融協議會創立、會長に就任する。同論功行賞發表

明治日本、更に海防より佛印へ進駐

九月二十七日(金) に今事變陸軍戰死戦者第二十一回調印、最も優秀な者を褒賞する。大政黨會首腦部の頒給決定

九月二十八日(土) に日、獨、伊三國條約ヘルリン閣閣決定

アサヒ新聞社は、この号を記念して、特別号を発行する。

詔書

大義ヲ八紘ニ宣揚シ 坤輿ヲ一字タラシムルハ 實ニ皇祖^ノ皇宗^ノ大訓^{ニシテ}
朕^ガ夙夜眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局^ハ其ノ騷亂底止スル所^ヲ知ラズ
人類ノ蒙ルベキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平
和ノ克復ノ一日モ速ナランコトニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト
其ノ意圖ヲ同シクスル獨伊兩國トノ提攜協力ヲ議セシメ茲ニ三國間ニ於ケル
條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク憚^ス所ナリ
惟^フニ萬邦ヲシテ各、其ノ所^ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵^シ安^シゼシムルハ
曠古ノ大業ニシテ前途甚^ダ遼遠ナリ爾臣民益^シ國體ノ觀念ヲ明徴ニシ深ク謀
リ遠^ク慮^リ協心戮^シ力非^常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼^セヨ

御名御璽

昭和十五年九月二十七日

告諭

日獨伊三國條約ノ締結ニ當リ、畏^クモ大詔ヲ漢^ハセラレ、帝國ノ嚮^フ所^ヲ明ニシ、國民ノ進ムベキ道
ヲ示サセ給ヘリ。聖慮宏遠洵ニ恐懼感激ニ堪ヘザルナリ。
恭シク惟^フニ世界ノ平和ヲ保持シ、大東亞ノ安定ヲ確立スルハ、我^ガ肇國^ノ精神ニ淵源シ、正ニ不動ノ
國是タリ。昨秋歐洲戰爭ノ發生ヲ見、世界ノ騷亂益^シ擴大シ、底止スルトコロヲ知ラズ。是ニ於テ^カ速
ニ禍亂ヲ戡定シ、平和克復ノ方途ヲ講ズルハ、現下喫緊ノ要務タリ。適^シ獨伊兩國ハ帝國ト志向ヲ同
ジウスルモノアリ。因リテ帝國ハ之ト相提攜シ、夫々大東亞及歐洲ノ地域ニ於テ新秩序ヲ建設シ、進
ブ世界平和ノ克復ニ協力セんコトヲ期シ、今般三國間ニ條約ノ締結ヲ見ルニ至^レリ。
今ヤ帝國ハ愈^々決意ヲ新ニシテ、大東亞ノ新秩序建設ニ邁進スルノ秋ナリ。然レドモ帝國ノ所信ヲ貫
徹スルハ前途尚遼遠ニシテ、幾多ノ障礙ニ遭遇スルコトアルベキヲ覺悟セザルベカラズ。全國民ハ謹
デ聖旨ヲ奉體シ、非常時局ノ克服ノ爲益、國體ノ觀念ヲ明徴ニシ、協心戮^シ力如何ナル難關ヲモ突破
シ、以テ聖慮ヲ安ンジ奉ランコトヲ期セザルベカラズ。是レ本大臣ノ全國民ニ望ム所ナリ。

昭和十五年九月二十七日

内閣總理大臣 公爵近衛文麿

三國條約の要旨

歴史的な日獨伊三國條約は、昭和十五年九月二十七日ベルリンに於て締結された。

條約の要旨は左の通りである。

日本國、獨逸國及伊太利國間三國條約要旨

大日本帝國政府、獨逸國政府及び伊太利國政府は萬邦をして各、其の所得しむるを以て恒久平和の先決要件なりと認めたるに依り、大東亜及び歐洲の地域に於て各、其の地域に於ける當該民族の共存共榮の實を擧ぐるに足るべき新秩序を建設し、且つ之を維持せんことを根本義と爲し、右地域に於て此の趣旨に據れる努力につき相互に提携し且つ協力することに決意せり。而して三國政府は、更に世界到る所に於て同様の努力を爲さんとする諸國に對し、協力を各々さるものにして、斯くして世界平和に對する三國終局の抱負を實現せんことを欲す。依つて日本國政府、獨逸國政府及び伊太利國政府は左の通協定せり。

第一條

日本國は獨逸國及伊太利國の歐洲に於ける新秩序建設に關し指導的地位を認め且之を尊重す

第二條

獨逸國及伊太利國は日本國の大東亜に於ける新秩序建設に關し指導的地位を認め且之を尊重す

第三條

日本國、獨逸國及伊太利國は前記の方針に基く努力に付相互に協力すべきことを約す更に三國條約國中何れかの一國が現に歐洲戰爭又は日支紛争に參入し居らざる一國に依て攻撃せられたるときは三國は有らゆる政治的、經濟的及軍事的方法に依り相互に援助すべきことを約す

第四條

本條約實施の爲各日本國政府、獨逸國政府及伊太利國政府に依り任命せらるべき委員より成る混合専門委員會は遲滞なく開催せらるべきものとす

第五條

日本國、獨逸國及伊太利國は前記諸條項が三國條約の各とソヴィエト聯邦との間に現存する政治的状態に何等の影響をも及ぼさざるものなることを確認す

第六條

本條約は署名と同時に實施せらるべき、實施の日より十年間有効とす

右期間満了前適當なる時期に於て締約國中の一國の要求に基き締約國は本條約の更新に關し協議すべし

重大時局に直面して

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿

今回政府は世界歴史の一大轉換期に際し、畏くも 天皇陛下の宏大無邊なる聖旨を仰ぎ奉り、ドイツ及びイタリアと三國條約を締結し、世界恒久の平和と進歩とのため、協力進進するに決したのであります。この秋に當り、不肖内閣總理大臣の要職を 承うし、顧みて責任の極めて重大なるを痛感し、こゝに全國民諸君に向つて、率直に時局の真相を語り、諸君の一大發奮に 想へたいと思ふのであります。

顧みれば支那事變勃發以來既に三星霜、徹聖文武なる 隆下の稟威の下、忠勇義烈なる陸海將兵の奮勵により、實に空前の戰果を收め得たのであります。しかしながら此の間、東亞を繞る關係列國の動きは、ます／＼事變の性質を複雜にして、その解決を困難ならしめてをるのであります。究極するに日支の紛争は、世界舊體制の重壓の下に起れる東亞の變態的内亂であつて、これが解決は世界舊秩序

の根柢に横たはる矛盾に、一大斧鉄を加ふることによつてのみ達成せられるのであります。乃ち日本は眼前の支那事變を解決すると同時に、全世界の紀元を更新すべき絶大の偉業に參劃し、その重要な役割を分擔せねばならなくなつたのであります。

活眼を開いて東亞と歐洲の現狀を見れば、日獨伊三國は、實に、各々その持場に於て舊秩序打開のために共通の努力を續けつゝあるのであります。即ちドイツ及びイタリアは歐洲に於て新秩序を建設せんとして居るのであり、日本は大東亞の地域に於てアジア本來の姿に基づく新秩序の建設を期しつつあるのであります。

そもそも世界歴史の現段階に於て、直ちに世界を一單位とする組織の完成を期待することは出來ないのであります。世界の諸民族が數個の共存共榮圈を形成することは、必然の勢ひであります。而して日本が東亞に於て、ドイツ、イタリアが歐洲に於て、この共存共榮圈を指導すべき立場に立つことは、歴史上より見るも、地理上より見るも、經濟上より見るも、これまた必然の勢ひである。私はかかる必然の傾向を阻まんとする處に、歐洲に於ては第二次大戰の勃發を見、東亞に於ては準戰時的國際關係の緊張を示すに至つたものと思ふのであります。果して然らば、日本が獨伊に協力し獨伊が日本に協力し、三國相寄り相扶けて、場合によつては軍事同盟の威力をも發揮せんとするに至れる、これまた必然の勢ひであります。かく観じ来れば、われくは今や有史以來の一大國難に直面したと云ふべきである。われくはこの際、一大決心を以てこの國難の中に突入し、斷乎として之を突破

するの覺悟がなければならないのです。

今や日本は、既に過去三年有餘に亘る支那事變により、幾多忠勇なる將兵を犠牲にし、且つまた多大の國帑と經濟力とを消耗したのであります。然れども非常時日本は、一面に於てこの戰時の一大消耗を貽ひつゝ、猶ほ生產力の擴大と軍備の充實とに全力を注がねばなりませぬ。これがため消費財の生産は大に制限せられ、一般國民生活も著しく抑壓を蒙るに至つて居るのであります。しかも全國民諸君が此の實狀に直面して克くその困難に耐へ、相携へて元氣を振ひ起しつゝあることに對して、私は衷心より敬意を表するものであります。政府はかくの如き日本の社會情勢を檢討し、更に緊迫せる國際關係と照合せてこれを考ふると、この三國條約を締結することは、經濟的にも、軍事的にも、この時期を克服し得る最善の方策なりとの確信に到達したのであります。

われ／＼はかくの如き重大時局にのぞみ、強國の精神に基づき、萬民翼賛の舉國新體制を確立せんがため努力を致して居ります。この新體制に生命を與へ、その精神を躍動せしむるものは、非常時國策の實踐であります。畢竟、新體制は机上の構想によりて決せず、難局打開の行動過程に於て發育し大成すべきものであります。今や日本の前途には民族の運命を賭すべき重大問題が横たはつて居る、しかもわれ／＼は積極的に邁進して、光明の一途を踏み開かんとするものであります。こゝに於てか、千辛萬苦は固より覺悟の前である。實にわが國は今や一億一心、否一億が眞に一心となつても、猶ほ足らざる環境に置かれてゐるのであります。

凡そ一國が泰平無事の際には各方面自ら放漫に流れるを免れないであります。しかしながら一たび國難來らんとするに當りては、何はさて置いても、全國民が結束して眼前の難關を突破せねばならず、そこに分派對立の餘裕も、自由討論の餘地もなく、一身の生活と尊榮は同胞のために、個人の榮譽と利益は君國のために、安んじて犠牲に供されねばならぬのであります。非常の場合に直面して、恐れず、疑はず、奉公の誠を致すは、實に日本國民の眞の姿であり、同時に、全國民をして各、その處を得しめ、その全精神を傾け、その全能率を發揮して、國事に盡さしむるは、實に非常時内閣の責任である。新體制は實に上意を下達して國民を誘導し、下情を上通して君民一體の政治を完成せんとするものであります。乃ちその處を得しむるは政治の任、その誠を致すは臣子の分、かくの如くにして始めて義は君臣にして情は父子たる我が國體の精華を發揮し得べく、新體制の理想も亦是に盡きるのであります。(九月一十八日夜放送)

詔書を拜して

松岡外務大臣謹話

且、獨伊三國條約の締結に當り、畏くも本日後屋なる詔書を済發せられましたことは、誠に恐れ多い限りであります。又我等臣民の宿べき所は内閣總理大臣告諭を以てはつきりと示されたのであります。大御心を體く時局を突破するため、出来るだけ努力致さねばなりません。わが國は今や空前とも云ふべき程の困難な局面に立つてをりまして、この際の我が國の出方は實に皇國の興廢に係る極めて重大な問題であります。政府はその責任の重く且つ大きいことを切に感じてをりまして、萬間違ひのないやうに心がけてゐるのであります。

わが國の對外政策は支那事變の處理に邁進し、大東亞共榮圈の建設に精進しつゝ、やがて世界全體の眞の平和を

作らうとするものであります。わが國の此の本當の心持はまだ／＼世界にはよくは認められてをりません。或ひは昔のまゝの國と國との間の秩序をそのまま持ち續けて行くことが平和であると誤認し、或ひはこれを變更することは已むを得ないと考へてをりましても、なほ多分に現状に戀々としてゐる國があるやうな實状であります。

従つて、列國の中には、日本が大東亞に於て新らしい秩序を作ることを直接間接に妨碍しようと企て、甚だしきに至つては、あらゆる方法で、眞の世界平和を確立することを以てわが國開闢以來の大使命とする皇國の進路を妨げんとする國のありますことは、誠に遺憾に堪へないです。

第であります。わが國の政府は從來かやうなる事態を改善しようとして、出來得る限り努力して來たのであります。すが、依然事態はなかなか改善せられさうにも見えないのみならず、寧ろ一面には、悪化へしつゝあると想はれる節があるのであります。今や皇國は唯世界形勢の推移のまゝに、何時までもふら／＼してゐることの出来ない巖頭に遂に立たされるところまで、事態は押詰つて來たのであります。

この秋に當つて我が國の執るべき途はたゞ一つしかありません。即ち、内連かに國防國家完成の新體制を確立し、一億一心、堅い決意をなし、外、わが國とほど同じ方針と心がけとを持つてゐるドイツ、イタリアの二國と結び、更に進んで世界到る處で、わが國と一緒にやつて行ける他の諸國とも提携し、斷乎所信に邁進すると同時に、これを妨げようとする國をして目を覺ませ、世界新秩序建設といふ、大和民族終局の目的達成を期することであります。

そこで先般來、獨伊兩國と折衝致しました結果、先

程發表致しました日、獨、伊同盟に關する條約の成立を見るに至つた次第であります。

かやうにして此の歴史的な三國の同盟關係が出來上りましたことは、歐文武に渡らせ給ふ天皇陛下の御英断に依ることであります。誠に恐れ多い次第であります。又對手國であるドイツ、イタリアの卓越した指導者ヒトラー總統とムソリーニ氏の明斷にも負ふ所が多いのであります。殊にドイツのフォン・リッベントロップ外務大臣は、就任當時から、日獨兩國提携のため熱心に盡力せられ、またイタリアの外務大臣チアノ伯は、嘗て東亞に在勤された経験もあり、わが國の東亞に於ける地位については、夙に正しい認識を持つてをられ、日伊親善のために、不斷努力されたのであります。この條約の成立について、この二人の外務大臣の努力が與つて力の有りましたことは、今更申すまでもあります。

この條約は我が國と獨伊兩國とが、それ／＼大東亞とヨーロッパとで、現に努力して居りますところの、新

秩序を作るために力を合はせ、三國のいづれかが、歐

洲戦争又は支那事變に仲間入りをしてゐない國から攻撃を受けました場合、この三國は政治上、軍事上及び經濟上のあらゆる手段で御五ひに助け合ふことに成つてをります。従つて此の條約が出來たからと言つて、わが國は現在の歐洲戦争に參加するのではあります。

又いづれの國に對してもわが方より戰争を挑まうとするものでもありません。又この條約は日、獨、伊三國とソヴィエト聯邦との間の事には少しも影響を及ぼすものではありません。

なほ本條約に於ては、大東亞の新秩序を造り出すことにつきまして、ドイツとイタリアは、日本の指導的地位、即ち平たく言へば、先達とも申しませうか、これを認め、また歐洲に於て獨伊兩國が、現に國を賭してまで圖つてをりますところの新秩序建設につき、日本は獨伊兩國の指導的地位を認め、そして日、獨、伊三國が、お互に力を合はせ、あくまで助け合つて行かうとい

ふことを定めたのであります。

この條約の出來ましたことによつて、一面獨伊二大國をわが強い與國に持つことが出來たのであります。他面大東亞の指導者、即ち先達としての、わが國の責任は高いよ重きを加へたのであります。政府はあくまで平和な手段で以てこの責任を果す積りであります。時と場合に依つては眞に重大な覺悟を必要とすることが無いとは限りません。前途には幾多の障碍と困難とが横たはつてをりまして、並大抵のことはこれを乗切ることは難かしいといふことを篤と承知し、充分に内外の情勢を考へ、官民一體となつて一切の苦難と犠牲とを忍び、いよいよ奮勵努力して大御心に副ひ奉ることを期すべきであります。

われ々國民に有難い詔書を下し置かれました。この機會を持ちまして、こゝに謹んで、この條約の成立したといふことと併せてその意義につき聊か私の考へを申述べて、この際の御挨拶に代へる次第であります。

皇軍、佛印に進駐

大本營陸海軍部發表

(九月二十三日)

日・佛印現地軍當局において八月廿五日及び同廿六日繰りたる日佛兩國政府の間の話合に基づき九月初旬以來軍事問題に關し交渉中のところ、九月廿二日午後四時卅分(日本時間)に至り協定の成立を見たるを以て陸海軍部隊は本協定に基づき廿三日佛印北部に平和的進駐を開始せり。わが部隊の國境通過に當り一部若干の紛争を見たるもの如きも、今後大なる支障なく進駐完了に至るものと期待しあり。

協定成立まで

支那事變の解決と東亞新秩序建設に密接なる關係を有する佛領印度支那問題について、松岡外務大臣は、八月以来駐日フランス大使アンリ氏と友好的詰合ひを行つてゐ

たが、その結果フランス側は今後わが陸海軍に印度支那における軍事上の便宜を與へることを承諾した。これは實に意義深いことといふべきで、わが支那事變處理は、これによつていよいよその最終的仕上げへと急ぐこととなつた。

いま、佛印との交渉經過を簡単に述べてみよう。

わが佛印援蔣ルート監視委員長西原少將の一行が、佛印の河内に着任したのは去る六月二十九日で、それ以来カトルー佛印前總督やドクー現總督を相手に交渉を續けた。しかしこれまで敵性を發揮してきた佛印との交渉だけに、さう簡単には進歩せず、遂に現地の交渉は八月から東京に移され、松岡・アンリ小會議となつた。この會談は八月二十五日漸く意見の一一致を見、同月三十日になつて詰合ひはまとまつた。

總引揚準備命令さへ發せられた。しかしあが代表は辛抱強く相手方の諒解するを待ち、松岡・アンリ協定によつて種種説得し、遂に九月二十二日に至つて、漸くわが要求の正當なることを是認せしめるに至り、幾度か破局の危機に追ひやられた日・佛印協定も、同日午後四時三十分圓滿成立したのである。

九月二十三日の鎮南關附近よりする佛印北部への平和的進駐及び「二十六日」の海防よりの海路進駐は、いづれもその協定に基づく公正なる行動である。

通鑑

日・佛印間の軍事協定が支那事變處理ひいては東亞新秩序建設に與へる意義は、極めて重大である。由來佛印は敵性國家群の援蔭路中、最大且つ最重要のものであつた。従つてこれらの援蔭國家群が、今回の協定を喜ばぬことは當然であり、如何にしても援蔭基地を手離したくないといふのが、その肚であつた。日・佛印協定が迂餘曲折して遷延したのも、まさしく佛印が從來の敵性を早急に拂拭し得なか

意義をも有するのである。

東亞新秩序建設及び支那事變解決に資する目的を以てする佛國領印度支那に関する基礎的議論は去る八月中東京に於て松岡外務大臣とアソリー在京佛國大使との間に友好的精神を以て行はれたり。日本政府は東亞における佛國の権利及び利益特に印度支那の領土保全並びに同聯邦の全部に對する佛國の主權を尊重する意旨を有する旨の保障を佛國政府に與へ、佛國政府は日本政府に對し、印度支那において帝國陸海軍のためその作戰行動遂行上必要なる特殊の諸便宜を供與すべきことを承諾せり。尙右軍事上の便宜供與につき具體的決定を行ふため河内において日佛軍當局間に協合會はれたる處、九月二十二日圓滿終了に到達せり。

いづれにしてもこの協定は、重慶政府に對する一大痛棒である。即ち佛印接蔣ルートは、從來も皇軍の力と政治的交渉によつて遮斷されてはゐたが、しかしそれだけでは、完璧を期することは無理であつた。それが今度といふ今度こそは、根元からフツツリ切斷されてしまつたわけである。

北部佛印進駐の意義はそればかりでない。佛印の西方に介在するビルマよりの輸血路に對して、眼のあたり睨みをきかせることができるので、これがためビルマ・雲南ルートも必ず大打撃を蒙ることと思はれる。

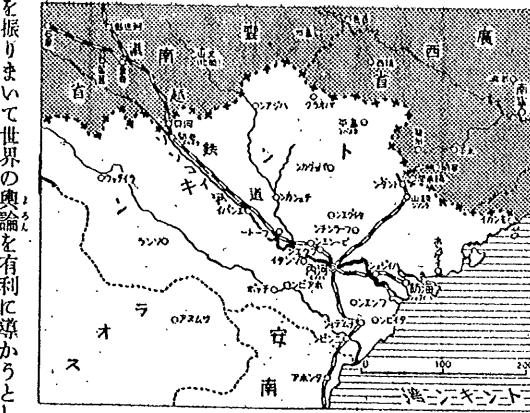
ともかく南方よりの二大接蔣ルートを断たんとする帝國の政策はこゝに具現化したのであり、更に一步進んで蔣政權への直接的打撃を與へることも可能となつたのである。

いま、日・佛印の協定によつて、始めてわれくと歩調を合せ、運命と共にし、東亞共榮圈の積極的部品として、その確立に出發し得る機會を與へられたことは、佛印民衆の意識するとせざるにかゝはらず、東亞人の銘記すべきこと

協定の後に殘るもの

日・佛印協定によつて直接の大打撃を受けるものは、言ふまでもなく、重慶政府である。南方の二大ルートを斷

合せ、運命を共にして、東亞共榮圈の積極的部分として、その確立に出發し得る機會を與へられたことは、佛印民衆の意識するとせざるにかゝはらず、東亞人の銘記すべし。



たれた重慶の苦惱は當然のことながら、一方、陰に陽に蔣一派を助けて、蒋介石の氣持を引きたてて来た援蒋クラブの一有力メンバーがその態度を改めたことは、歴史の不可避的推移であつて、蔣政権及びこれと結託する敵性國家の肝に銘じなければならぬ嚴肅な教訓である。

だが、それにもかゝらず、依然として迷惑さめやらず、ます／＼敵意を露骨にしてくる様子の見られることは、まさに直蛇に怖じずの感なきを得ない。即ち傳へる所によれば、重慶政府は笑止千萬にも、駐佛大使顧維鈞をしてフランス政府に抗議せしめたといふことである。また、例によつて例の如く小策を弄し、惡質のデマと哀訴の手を用ひてはゆる援蒋三國に働きかける、英米海軍協定による極東への進出を懇請したと傳へられ、その狂奔ぶりはあきれるばかりである。しかし、かゝる渺たる憤怒や策謀などは、一步々々と大きく力強く、その進むべき道を進みつゝある新らしき世界の行進の前には、黙殺し去られてしまふであらう。

上海のイギリス系新聞たるデイリー・ニュースが、最近

の紙において「日本が佛印に侵入して東亞の現状を破壊せんとするも、永久の利益は望まるるものに非ず」との聲論を吐いてゐるのは認識不足も甚だしいといはざるを得ない。

この際われ／＼は、一方に於て、佛印進駐による事態の進展に更に一段の勇を鼓すと共に、今後新たに發生するであろう陰險執拗な壓迫に對して、手痛い反撃を加へる用意をしておかねばならない。

X X X

新體制早わかり

新體制とは何か——國民の「番知りたがつてゐる」の質問に、答へるのが本書である。大政翼賛運動の本質を描く特輯パンフレット。六四頁 五錢

週報臨時號 十月七日發行

國土計畫について

企 畫 院

國土計畫とは何か

政府が八月一日に發表した基本國策要綱の中に、「日滿支を通ずる綜合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立」といふ一項があつた。この國土開發計畫を如何に定むべきかについては、爾來企畫院が中心となつて研究を重ねてゐたが、九月二十四日國土計畫設定要綱として閣議決定を見るに至つた。この機會に、國土計畫とはいがなるものか、設立要綱を中心簡略に説明することにしよう。

國土計畫とは、國土の綜合的な保全利用開發の計畫である。

國土計畫とは、國土の綜合的な保全利用開發の計畫である。從つて國土計畫の必要は最近急に唱へられ始めた

ものではない。わが國でも既に、徳川時代に佐藤信淵が「國土經緯」といふ名で國土計畫の重要な問題である。

しかしその國土計畫が、時局下の今日、特に緊急な問題として取りあげられ基本國策中の主要な一項としてその設定を急がれてゐるのには、次のやうな理由がある。

國土計畫はなぜ必要か

支那事變の目的が東亞新秩序の建設であり、東亞新秩序建設の理念が驥國の理想たる八極一字の精神を基調とすることは改めて説くまでもないが、日滿支各その分に應じその處に從つて、新らしい東亞の秩序を建設する

ためには、産業經濟に於ても、交通その他の方面に於ても、日滿支を通ずる具體的且つ科學的な計畫が必要である。

國土計畫が必要とされる第一の理由はこれである。

蹠つて時局下の國內の狀態を見ると、生産力擴充の進展に伴つて、大都市を中心に工場が急激に増設された結果、都市と農村の人口に異常な變化を生じてゐる。即ち都市は過度の人口集中となり、保健、衛生、防空などの上に、或ひは交通問題、住宅問題の上に由々しい問題が惹起して來り、一方農村では先祖傳來の美田が漸滅し、山林が荒廃に導かれるなど、種々の問題が起つてを要は極めて切實な問題となつてゐる。これが國土計畫を必要とする第一の理由である。

勿論、都市の分散配置の問題、工業の地方化の問題、農業生産の計画化の問題などは、部分的には研究もされ実施もされてゐるのであるが、これらの計畫を有機的、綜合的に運営する綜合計畫を缺いてゐる結果、すべての計畫の實行力が弱められてゐる。この缺陷に對處

じく、時局下の各種の政策に統一した計畫目標を與へるのが國土計畫である。

世界情勢を見れば、ヨーロッパでは獨伊、南北アメリカでは北米合衆國、北方ではソ聯を中心とする三大プロックを形成しようとしてゐる。東亞の諸國と民族が、これらの國家群に對應して存立を全うするためには、日滿支を中心とし南洋をも含む東亞の諸國が一丸となつて、一大共榮圈を完成しなくてはならない。世界新秩序の環境としての東亞新秩序の建設には、日滿支を通ずる國防國家態勢の強化が何をあいても要である。

從つて國土計畫の目標は、日滿支を通ずる國防國家態勢の強化を圖ると云ふところに置かねばならない。地域

的には滿支を含み、時間的には國家百年の將來を考へて、産業、交通、文化等各般の施設と人口の配分とを、國防國家建設の目的に副ふやうに綜合的に計畫し、國土の綜合的利用開發保全を圖るのが國土計畫である。時局下の諸種の政策はこの國土計畫の一貫した指導方針の下に、統制的に推進されなくてはならないのである。

いかに計畫を立てるか

國土計畫の中心問題は産業配分計畫と人口配分計畫である。

工業配分計畫についていへば、重工業、化學工業、輕工業の各業種別の配分計畫が必要であり、日本にはどういふ工業をどの程度に起すべきか、滿洲には何工業を起すか、東北地方には、九州地方には、といふ具合に配分方針を定めてゆくのであり、これに従つて工業地帶をどしそ設けるといふやうに進めようといふのである。

農業の配分計畫は、各國土に即した礦產資源の開發計畫である。

農業についても、例へば内地に於ける食糧の自給限度は如何にすべきか、耕作物の種類を地域別に如何に合理化すべきか、といふやうに農業計畫を立てるのである。

水產計畫や林野計畫についても同様である。

すべて經濟に關する計畫の目的は、東亞共榮圈内の

資源を開發し、涵養して、食糧、軍需その他必要物資の自給を出來得るだけ確保し、延いては國際經濟界に於て優

勝者たるべく努力することをその目標とする。尤も國土計畫といつても、たゞ國土を物として利用開發するといふのではなく、常に我が國土を完成してゆくといふ國土愛の精神を基調として、計畫を進めなくてはならないのである。

人口の配分計畫については、先づ都市配置の問題があり、農業人口とその他の人口を如何に配分するかの職能別人口配分計畫、どの地域にはどの程度の人口を適當とするかの地域別人口配分計畫、更に日滿支を通じての綜合的移民計畫等がある。

人口の配分計畫といつても、必ずしも強制移民や強制移住を意味するものではなく、人口の理想的分布計畫を立て、その計畫に副ふやうに産業を配分し、また文化、厚生の諸施設を配分して、人口が自然に理想の方向に流れ行くやうにするのである。

産業の配分、人口の配分に伴つて、否その前提條件と

して、総合的な交通計画、動力計画が必要なことはいふ
でもない。交通計画には、東亞交通通信の整備計画と
内外地の交通信整備計画の二つがあり、陸運、海運、空

でなくてはならない。固定的な、静的なものであつては
ならないのである。

運の一貫的総合計画が考へられる。動力計画は燃料問
題も包含されねばならない。更に根本的には沿山沿水計
利水計画も必要である。

以上の國土計画の立案に當つては、産業と人口の統
制的配分に重點を置き、交通計画、動力計画と共に有
機的な關聯を持たせなくてはならない。そして常に
防空問題に重大な考慮を拂はなくてはならないのであ
る。

計畫の目標は日、滿、支、南洋を含む大東亞共榮圏の
確立にあるが、計畫の立案には、例へば五年とか十年とか
一定の目標時期を定める必要がある。國土計畫には夢
がなくしてはならぬが、夢であつてはならないからであ
る。

そして國土計畫の立案、研究、調査などは、すべて、
あらゆる情勢に即應し得る如く、動的、發展的なもの

今回設定しようとしてゐる國土計畫は、日滿支計畫と
中央計畫の二つに分れる。

日滿支計畫は日滿支三國を通じる計畫であつて、日滿
支三國で行ふ國土計畫の基準となるものである。即ち
日本にとつては次に述べる中央計畫の基準となり、滿洲
國に對しては滿洲國綜合立地計畫の基準となるべきも
のであり、支那に對しては支那に於て行はるべき諸種の
開發計畫の基準となるべきである。

中央計畫は、日滿支計畫を基準として策定する日本の

計畫であり、内地外地を一體としてこれを對象とする計
畫である。この中央計畫の策定に當つては、内地外地各

地方の特性を發揮させるやう、國家的な見地からする國
土の綜合的利用開發計畫を立てねばならない。

この中央計畫は各省の行ふ事業計畫の基準となり、内

國土計畫の二つの種類

地各地方の地方計畫や各外地の行ふ開發計畫の策定の基
準となるものである。中には各省の行ふ事業として直接
實施されるものもある。

國土計畫の事務の機構

以上の國土計畫は内閣總理大臣の主管として、その事務
は企畫院が掌るが、計畫の策定と運用に関する諸問題
關として、内閣に官制による國土計畫委員會を設置する
ことになつてゐる。

各省は國土計畫の策定に參畫し、その所管に従つて計
畫の內容事項の調査、計畫、實施に當るのである。計畫

の實施に當つては、内閣總理大臣は各處の行ふ事業につ
いて必要な統轄を行ふことが出来るやうにしなくてはな
らない。地方計畫についても内閣で統制して、全般の統
一を圖るのである。

通りである。

世界は今、歴史に當て見ないほどの激しい變遷を見せ

るものと確信する。

なほ、開議に於て決定された國土計畫策定要綱は次の
通りである。

國土計畫設定要綱

昭和十五年九月四日
閣議決定

合理的配分方針を策定するものとす

第一、國土計畫設定の趣旨

華國の理想に基き、時勢の進運に對處して新東亞建設の聖業を完遂する爲には、東亞諸邦を對象とする総合的經營計畫を樹立し、之を基準として國力の飛躍的増強を圖るの要緊切なるものあり

即ち日滿支を通じる國防國家威勢の強化を圖る目標として國土計畫の制定、地域的には滿支をも含め、時間的には國家百年の將來をも稽へ、產業、交通、文化等の諸般の施設及人口の配分計畫を土地との關係に於て総合的に合目的的に構成し、以て國土の綜合的保全利用開發の計畫を樹立し、貫徹する指導方針の下に局下諸般の政策の統制的推進を圖らんとする

第二、計畫の種別並運用

一、日滿支計畫

日滿支三國を通じる國土の総合的利用開發の計畫にして、その各國を以て各單位地域とし、之に對する人と施設との

貫徹する指導方針の下に局下諸般の政策の統制的推進を圖らんとする

第三、策定要領

一、國土計畫に関する調査、研究、立案は本計畫設定の趣旨に鑑み國家の総合國防の増強を圖るの見地より常に發展的に統一的に之を行ふものとす

二、計畫立案は一定の目標時期を定め、日、滿支、南洋を

含む東亞共榮圈の確立を圖るを目標として之を企畫するものとす

三、計畫に當りては國土の愛護保全を旨とし、総合的交通計畫

綜合的動力計畫との有機的關係に於て産業及人口の統制的配分を圖るに重點を置き、常に防空上の考慮を重視するものとす

四、經濟に關する計畫に付ては東亞共榮圈内に於ける資源の開発、保全、涵養に依る必要物資の確保とその適正なる交換分配を圖り、併せて國際經濟に於ける優位の獲得に努むるを以て目的とす

五、人口に關する計畫に付ては人口の量的質的増強と之が地域的職能的の適正なる配分を圖るを以て目的とす

六、基礎調查は各處の調查を統合し、民間の協力を得て内外に亘る關係資料の整備を圖るものとす

第四、主要策定事項

一、日滿支經濟配分計畫

二、工礦業配分計畫

三、重化學工業の業種別配分計畫

四、農業計畫

五、輕工業の業種別配分計畫

六、工業地帶配分計畫

七、鐵道資源開發計畫

八、農林畜水產業配分計畫

九、都市計畫

十、水產計畫

十一、綜合的交通計畫

十二、東亞交通通訊整備計畫

十三、都市配置に關する計畫

十四、職能別人口配分計畫

十五、地域別人口配分計畫

十六、文化厚生施設の配分計畫

によつて、骨内(くのうち)の薬業界(やくぎょうかい)の實狀(じじょう)とか、勞務需給(ろうむうき)の狀況(けいじょう)とか、或ひは貨金水準(かきんすいじゅん)等の實狀に即した初給賃金の額を定めるのである。今岡女子の初給賃金に關して厚生大臣から示された基準は次の通りである。

工場に於ける女子初給賃金の基準
によつて、骨内の薬業界の實状とか、勞務需給の狀況とか、或ひは賃金水準等の實狀に即した初給賃金の額を定めるのである。今回女子の初給賃金に關して厚生大臣から示された基準は次の通りである。

二 特別の事情に依り必要あるときは地域又は事業を限り前號に拘はらず最高額又は最低額を定むることを得る

二 特別の事情に依り必要あるときは地域又は事業を限り前號に拘はらず最高額又は最低額を定むることを得る

工場に於ける女子初給賃金の基準

府	年齢別	年
縣名		滿
東京 神奈川 愛知、大分、 兵庫、福岡	十四歳未満	十二歳以上
北陸、信越、近畿、山陰、四國、宮 島、鹿児島、長崎、佐賀、福井、岐 阜、富山、石川、滋賀、三重、奈良、和 歌山、京都、大阪、兵庫、鳥取、島根、秋 田、山形、宮城、福島、青森、岩手、宮城、 宮城、知、福島、島根、德島、香川、高知、 高知、愛媛、鹿兒島、沖縄	六五、四八	十六歳以上 十六歳未満
67 五 四〇	76 六〇 四四	82 六五 四八
76 六〇 四四	82 六五 四八	88 七〇 五二
83 六五 四七	89 七〇 五一	95 七五 五五
90 七〇 五〇	96 七五 五四	100 八五 六一

高額 最低額とすること

鑑山に於ける女子初給賃金の基準

（二）十時間以内の場合に於ける最高額及び最低額は別表（二）の最高額及び最低額の範囲内に於て之を定めること

二 特別の事情に依り必要あるときは地域又は事業を限り前號に拘はらず最高額又は最低額を定むることを得る

三 事業主の都合に依らずして一日の總就業時間が所定就業時間に満たさる場合に於ては、第一號又は前號の最低額を下ることを得る

四 一日の總就業時間十時間を超える場合は、十時間を超える一時間毎に第一號又は第二號の最高額にその十分の一に相當する額（一時間未満の就業については此の割合を以て算出した額）を加算したるものを以て最高額と定める

五 請負制の場合に於ける最高額及び最低額は月

第一表

卷之三

右最高額、最低額は（毎月賃金締切日の定ある場合はその最終賃金締切日前一月、雇入後一月に満たざる場合はその期間）の稼働日毎に前各號に依り算出したる最高額、最低額の合計を以て最高額、最低額とすること

れば、賃金の基準額は一日の總就業時間(休憩時間含む)が、十時間以内の場合の最高額と最低額と標準額が定められてゐる。従つて、たとへ八時間だけ働いても、或ひは九時間だけ働いても、最高額までは法律上は許されてゐるが、これに反し、所定就業時間八時間の場合に、「二時間就業をして合計十時間になるやうな場合でも、別表に掲げた最高額を超えることは出来ないのである。

この額は別表の通り、地方別の階級になつてゐるが、これは地方による賃金水準、その他生活費等の相違を考慮して全國を三階級にしたのである。なほ別表の基準額は昨年九月十八日の賃金水準を基礎として定めたものであつて、手當や實物給與等を合算した額である。

次に地方長官又は鎌山監督局長は、特別の事情に依り必要ある場合は、地域又は事業を限つて、厚生大臣から示された基準額と異つた額を公定することが出来ることになつてゐる。しかしこれは極く例外的の場合に限られてゐる。

また労働者の一日の就業時間が、事業主の都合によらずに、その工場事業場で定められてゐる就業時間だけ働くかなか場合、例へば職工の個人的な都合による早退や遅刻や或ひは電力不足等による就業時間の短縮のやうな場合は、事業主は最低額より低い賃金を支拂つても差支へない。

一日の總就業時間が十時間を超える場合の最高額は、十時間を超えた一時間毎に、公定された最高賃金の十分の一の割合(例へば三十分超過労働の場合は、その最高額の二十分の)を最高額に加算した額が最高額となるのである。なほ請負賃金制の場合の初給賃金の最高額や最低額は、一日毎に賃金を計算するものではなく、一ヶ月毎に計算するのである。

鎌山の女子未経験労働者の初給賃金の基準は、前に述べた工場のものと、ほど同様の趣旨である。
鎌山の男子は境内夫と、境外夫とに區分して初給賃金が公定されてゐるが、女子は境外夫だけについて定められてゐる。これは女子の境内作業は法令に依つて制限されてゐるからである。

以上に述べた工場及び鎌山の女子未経験労働者の初給賃金は、男子の初給賃金と同じ方法で公定され、またその運用方針も男子と大體同様である。

たゞ基準額の定め方で男子と異つてゐるのは、年齢階級の區分である。男子の初給賃金は、十二歳から二十歳までの者を、各歳毎に區分して賃金を定めたのである

が、女子については高年齢の者と、低年齢の者との賃金の差異が、男子の場合のやうに甚だしくないから、各歳別には定めずに、二歳毎の階級に區分した。女子の初給賃金が男子の初給賃金に比べて特徴的なことは、低年齢の者の賃金が、男子よりも比較的高いといふ點である。即ち女子の賃金は十二、三歳の頃は男子の賃金と大體同である。しかし、女子の場合は、年齢が進んでも、極めて僅かしか賃金が上昇しないので、高年齢では男子の賃金より遙かに低いのである。

なほ賃金統制令によつて、未経験労働者の初給賃金が公定された場合、事業主は未経験労働者を雇入れてから三ヶ月間は公定された賃金の最高額、最低額の範圍内で

その労働者に賃金を支拂はなければならない。そして、その適用を受ける労働者は、賃金臨時措置令の適用を受けないことになつてゐるのである。

以上女子未経験労働者の初給賃金について、簡単に述べたが、最近労働者が拂底してゐる折柄、事業主が未経験労働者を争奪するために、競つて公定の最高額を支拂つたり、或ひは雇入後三ヶ月を経過してから、賃金を不相應に引上げるやうなことがあつては、公定初給賃金に依る統制の趣旨を没却するのであるから、雇主はこの點を理解して充分自肅自戒されるやう希望する。

今や我が國は、國家の總力と力を擧げて、東亞の新秩序建設に邁進してゐるのであるが、賃金の統制もその企圖するところは、軍需を充足し生産の擴充を圖るとともに、國民生活の安定を圖り以て國家總動員目的達成に資せんとするものであるから、特に、事業主も労働者も、共にこの統制に協力せられんことを願つてやまない。

電氣通信の話

遞 信 省

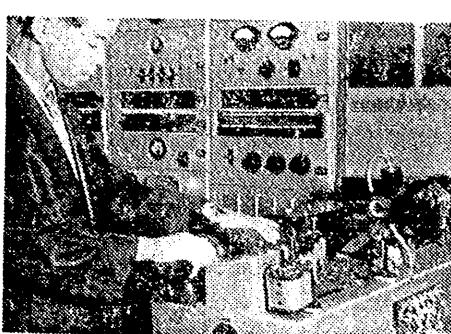
今年は、わが國でカチ～と電信が始まられてから丁度七十年、モシ～と電話が通じてから五十年、「J・O・A・K、こちらは…」とラヂオが國民に呼びかけてから十五年目といふやうに、日本の電氣通信事業にとっては本当に意義深い年です。特に、今年は紀元二千六百年といふ輝かしい年でもありますので、關係者の間では、それについていろいろな記念の催しや仕事が行はれることとなつてゐます。

たのがピュビン教授であつて、このやうに誘導線輪を施した方式を装荷方式といひ、挿入する誘導線輪を装荷線輪といふのです。この方式は、一時全世界の長距離通信方式を席捲し、わが国でも、早い頃、東海道のケーブルに採用されました。

しかしこつ装荷方式は、その本質として遮断周波数をもつてゐます。例へば二百サイクルとか、五百サイクル、千サイクルといふやうな低い周波数なら通すのですが、二千五百サイクル以上三千サイクルくらゐになると回線を通ることが出来なくなるのです。つまり、この回線を通過することの出来る周波数はある限界があつて、それ以上の周期電流は通さない性質があります。

その上、傳播時間が遅いためいろいろと装荷線輪を施した方式を装荷方式といひ、挿入する誘導線輪を装荷線輪といふのです。この方式は、一時全世界の長距離通信方式を席捲し、わが国でも、早い頃、東海道のケーブルに採用されました。

しかしこつ装荷方式は、その本質として遮断周波数をもつてゐます。例へば二百サイクルとか、五百サイクル、千サイクルといふやうな低い周波数なら通すのですが、二千五百サイクル以上三千サイクルくらゐになると回線を通することが出来なくなるのです。つまり、この回線を通過することの出来る周波数はある限界があつて、それからの相手が返事をし、この返事が歸つてくるのに相當の時間がかかり、丁度



寫 真 電 装

で、会話をすこぶる間のぬけたものにならない、結局電話としての使命がはたせないことになるのです。

勿論、かうした不都合を取除くためには、いろ／＼な工夫が凝られたのですが、どれもこれも満足な結果を得ることができませんでした。そこで結局は、本質の問題として装荷線輪を全廃した無装荷方式に進まねばならないといふことを、諸外國に先立つて提案したのがわが國です。結國産の新らしい技術による無装荷ケーブル搬送方式は、かくて递信部のみならず、關係製造會社の協力によつて完成し、今や世界各國に於て長距離電話線の標準方式として用ひられるに至つたのです。

この方式の大要を第一圖で説明します。

次に最近の電氣通信技術の大體の模様を記して、わが國電氣通信政策の基盤をなす新らしい技術を理解していくべき、それが國運の伸張にどんなに貢献してゐるかを考へて見ませう。

まず、長距離電話線の標準方式である無装荷ケーブル搬送方式について説明しませう。これは「無装荷」といふ名前そのものが異様に思はれますが、これ

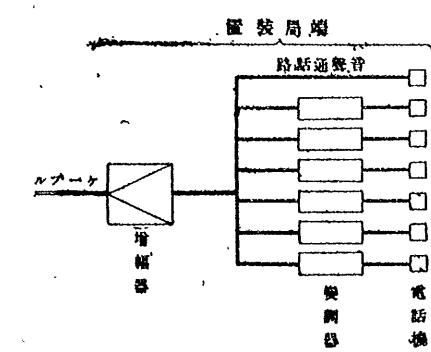
は、装荷線輪を用ひなかつたことなのです。かつてケーブル（銅線に紙などをまき、絶縁した多數の線を集めて鉛で包む）が発明された時一番困つたのは、送り出した通話電流が短距離のうちに弱つてしまつて、長い距離では通話が出来なくなつてしまふといふことでした。

これに對して、誘導線輪鐵心に線を巻いたものを、ケーブルの途中に挿し、途上で弱まるところとなく、長い距離の通話も出来ると發表しました。

さて、誘導線輪鐵心に線を巻いたものを、ケーブルの途中で弱まるところとなく、長い距離の通話も出来ると發表しました。

すと、ケーブル心線一対に對して送り込まれる電話の數は、音聲回線(音聲をそのまま傳へる回線)も入れて、一度に七回線あります。右端の七箇の電話機

線を傳ります。かうして、一度に七回線送り込まれた電流は、受信裝置で更に分離されすべて音聲に直されて通話が出来るのです。これは丁度、ラヂオに第一放送、第二放送があつて、それが混信なしに聽取出来るのと同じ原



がこれを表します。各電話機からの話は、音聲回線はそのまま通りますが、その他の回線はそれ／＼變調器にかゝ

ります。そして、この變調器を通つて、音聲周波数(大體二〇〇～二五〇サイクル)以上の高い周波数となつて回線送り込まれた電流は、受信裝置で更に分離されすべて音聲に直されて通話が出来るのです。これは丁度、ラヂオに第一放送、第二放送があつて、それが混信なしに聽取出来るのと同じ原

理なのです。

長距離回線で一番経費のかかるのはケーブルです。従つて一本のケーブルを出来るだけ多く通信路として利用すればそれだけ經濟的になります。無装荷ケーブルならば先に述べたやうに、誘導線輪を入れた装荷方式と違つて遮断周波数がありませんからいくらでも多重に用ひることが出来ます。つまり

荷ケーブルならば先に述べたやうに、誘導線輪を入れた装荷方式と違つて遮断周波数がありませんからいくらでも多重に用ひることが出来ます。つまり

利でわが國の主要都市は大部分この自動電話交換機によつてゐます。この自動電話交換機にも色々の種類があります。その中でも自動電話交換機は頗る便利で、從來、わが國では米國のストローギャー式、ドイツのジーメンス式等を使つてゐました。しかし、かうした外國の方式によることは、たゞ機械は内地で製造出来ても特許を通して外國の支配を受けなければならず、まことに殘念なことなので、遞信省では多年にわたる研究の結果、T型自動電話交換機を完成して、意義深い本年の二月から古都奈良にこれを実施致しました。この交換機は技術的にも優秀なはたらきをもつてゐるのみならず、經濟

り無装荷ケーブル搬送方式は質としてすぐれてゐる上に、非常に經濟的であるのです。

先ごろ開通しました東京→新潟間、東京→天津間の有線電話も大部分この無装荷ケーブルによつて行はれてゐます。

自動交換機

次は交換機です。多數の電話加入者の電話機は相互に交換機によつて結びつけられます。同一市町村内は勿論のこと、遠く新潟、ベルリンとの間の通話もみな交換機によつて結ばれます。

交換機には、通話の度にハンドルを廻らせるやうな磁石式電話機、受話器をあげると交換手の出て来る共電式電話交換機、加入者が自分でダイヤル

的にも從来の自動電話交換機を抜いており、今後廣く各地に實施されようとしてゐます。

この装置は、自動交換機を用ひて、全國の電話局と直接に通信することが出来るやうになつてゐるもので、例へば

さて、電話はこのくらゐにして、次に電信について述べませう。電信については、最近著しい發展を見たのは長距離都市相互間の印刷電信交換と模寫電信(一名葉書電報)です。長距離都市相互間の印刷電信交換は

從つて、この方式では中継ぎに要する人手と時間が大變かかります。そこには注目したのが、印刷電信交換です。この装置は、自動交換機を用ひて、全國の電話局と直接に通信することが出来るやうになつてゐるもので、例へば第二圖について説明すると、先づ、集信局(例へば千葉)でダイヤルを廻すと、各交換機のワイヤー(開閉器)は、ダイヤル通りに廻轉し、相手局(京都)まで直通線を作成し、自動的に相手局(京都)の受信機を動かして電報を送ることが出来るのです。この場合、相手局が他局と通信して居れば、ワイヤーは自動的に電報署積装置に接続され、ここに電報は溜ります。そして相手局と他局との通信が終り次第自動的に電報

は蓄積装置から相手局(京都)に送り込

まれるのです。この通信に當つては、送

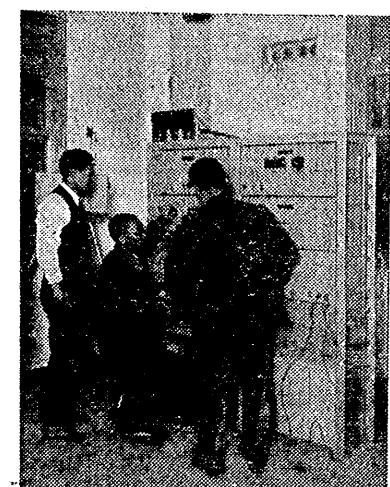
便に、その上、入手中継の場合起り易い間違ひもなく送ることが出来ます。

信者の外一切入手がいらば、すべて自動的に送受されるので、中継のための

模寫電信

次は模寫電信ですが、これは葉書大の頼信紙に書かれた漢字交りの電文がそのまま送られるのです。原理は從来の寫眞電送と同じで、たゞ著しく簡易化されるるだけです。

支那のやうに文字がすべて漢字で、一つ一つの漢字に相當する数字によつて電信を送らねばならないやうな場合には、その手数は大變ですが、この模寫電信によれば、この悩みはまつたく解消される



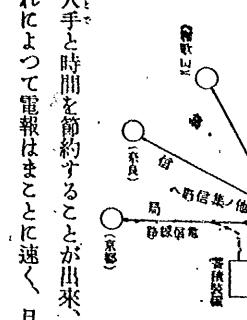
模寫電信装置式多波短超

超短波無線

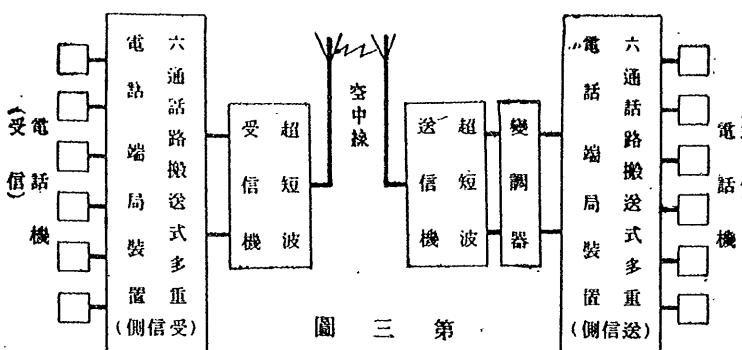
最後に無線方面について見ますと、超短波通信と航空無線があります。従来、超短波は全く顧みられなかつたのまゝ送られるのです。原理は從来の写眞電送と同じで、たゞ著しく簡易化されるるだけです。

ですが、これを取り上げて實用に供し現在、實際に用ひられてゐます。例へば海峡は原則としては海底ケーブルに

圖二 第一 原理原換交動自信電刷印



入手と時間を節約することが出來、これによつて電報はまことに速く且つ



圖三

よつて連絡されますが、一度海底ケーブルに障害が起りますと、何分にも海のことでありますので、この修理には多くの時間を要します。からした缺點を捕つて通信の確質性を増さうとするのが、即ちこの超短波無線です。用ひられる波長は極めて短く、先に説明した無裝荷方式と同様に一度に六回線を通過することが出来ます。

この大體の模様は、第三圖に示しましたが、先づ、送信機は水晶振動子を用ひ、これによつて、非常に周波數の安定した發振器から出た電氣振動を基にして、この周波數を數倍し、更に電力増して空中線に導きます。空中線はピーム空中線で、目的方向にのみ電波を良く導きます。一方受信側も同様な空中線でこれを受け、再び音聲に直す

35

以上最近の通信技術のほんの一端を紹介したのですが、逓信省では無裝荷ケーブル搬送方式の發明以來、純國產をモットーとして、材料に機器に方式に、その國産化に絶えず努力をつづけてゐるのです。

34

行政裁判法施行五十年に當つて

行政裁判所

律第四十八號)といふ法律が施行され、行政裁判所といふ裁判所が出來てから、この十月一日でちやうど滿五十年を迎へました。そこで、この機會に我が國に於ける行政裁判の制度について、御話しませう。

これに對して救濟を與へなければならぬことは申すまでもないことがあります。憲法第六十二条の「行政官廳ノ違法處分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以て定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スベキモノハ司法裁判所ニ於テ実理スルノ限ニ在ラス」との規定は實にこの理由から出來たものであります。

行はせるかといふことは、一の問題であつて、歐米諸國の制度を見ても二つに分れてをります。英米法系の國々では特に行政裁判所を設けず他の訴訟と同じく司法裁判所で行はせてゐる。これに反して佛獨法系の國々では特に行政裁判所を設けるか、少くも行政部内に於ける別な官廳で行はせ、司法裁判所では行はせないと云ふことになつてゐます。フランスでは、司法裁判所に行政訴訟を裁判させると、

の點フランスの制度に倣つたものといへます。

以上に述べましたやうに、わが國に於ける行政裁判の制度は憲法に基いて制定され行政裁判法の施行によつて確立されたのであります。ではその以前には、行政裁判の制度は無かつたのかといひますと、決してさうではありませんが、それは省略することとして、現在行政裁判はどういふ風に行はれてゐるか、といふことを申上げま

法は明治三十三年十月から施行されましたが其の後少しの改正もなく、そのまゝ今日まで行はれて来ります。いま、少しその内容を御話しますと、同法は、裁判法の構成、長官及び評定官の任用資格、その身分及び裁判手續の概要を規定し、その他の裁判手續については民事訴訟法の規定を適用することを専る旨を定め、詳細な規定を設けてゐませんが、大體民事訴訟の手續に準じて行つて来ります。

ではその権限はどうかと申しますと、同法第十五條には「行政裁判所ハ法律勅令ニ依り行政裁判所ニ出訴ヲ許シタル事件ヲ審判ス」とあるだけで、同法自

法律勅令に譲つてをります。然らば他の法律勅令ではどうなつてゐるか、と申しますと二通りあります。

その一つは概括的に出訴事項を定めたもので、この種類のものは、行政裁判法と同時に施行された明治二十三年法律第百六號だけであります。それによると

一 海關稅ヲ除クノ外租稅及手數料ノ賦課ニ關スル事件

二 租稅^{たまご}納處分ニ關スル事件

三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件

四 水利及土木ニ關スル事件

ニ 關スル 事件
この五種類の事件について
出訴を許してをります。
その二は、個々の法律勅令
あります、それを一々申上げ
餘裕はありませんので、その
なものを申上げますと市制、
村制及び府縣制では市町村の
界、議員の選舉若しくは當選
効力、議員の失職、決定、地方
及び手數料の賦課、更員の賠
責任等について、水利組合法
は議員の選舉若しくは當選の
力、議員の失職決定について、
漁業法及び鑛業法では漁業
は鑛業の免許、その拒否又は、
の取消について、土地收用法
は收用審査會の裁決に對し出訴

かやうに出訴を許された事の種類は相當あるにはあります。が、行政處分は實に多種多様で、出訴を許されてゐるも、は僅かにその一小部分に過ぎないであります。そこで相當の出訴事項を増して、臣民の権利保護の範圍を擴張すべきが然でありまして、このことは、年の懸案となつて來り、政府も、再三改正を圖つたのであります。が、種々の都合で未だ實の運びに至つてをりません。これはその局に當つてをりますが、としては特に遺憾とするところであります。國民の協力につて速かにその實現を見たいのです。

も よう 著 こ 現り で 多 営 利 に な の な す 件

• 37 •

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 35, No. 4, December 2010
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

8

れ圓満な行政の運用を阻害する
といふ理由で特に行政裁判所を設けてゐるのであるのだといふことです。

米穀の配給統制について (下)

一臨時米穀配給統制規則の解説

農林省

第五條 販賣組合聯合會ハ地方長官ノ指示ニ依リ當該道府縣ノ米穀商統制團體ニ

販賣スル場合ヲ除クノ外全國米穀販賣購買組合聯合會(聯

合農業者庫業者タル場合ヲ含ム以下同ジ)以外ノ者ニ米穀

ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情

ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

全國米穀販賣購買組合聯合會ハ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル

場合ノ外政府又ハ日本米穀株式會社以外ノ者ニ前項ノ規定

ニ依リ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀ヲ販賣スルコトヲ得ズ

米穀商統制團體ハ地方長官ノ指示ニ依リ當該道府縣内ノ配

給ニ充ツベキ米穀ヲ當該道府縣ノ米穀販賣業者又ハ其ノ團

體ニ販賣スル場合ヲ除クノ外政府又ハ日本米穀株式會社以

外ノ者ニ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但

シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ

限ニ在ラズ

第四條の規定によつて、米穀は道府縣区域の販賣組合

聯合會又は米穀商統制團體に集荷されることとなるが、

これを道府縣内に如何にして配給するか、また移出力あ

る生産縣ではその移出を如何に統制するか、それが本第

五條の規定である。

道府縣販賣組合聯合會に集荷された米穀は先づ當該道

府縣内の消費米としてこれを配給しなければならない。

その配給の方法は、販賣組合聯合會から直接消費者また

は小賣商に販賣することを避け、分散配給は商人系統

を主流とする建前の下に、道府縣販賣組合聯合會から當

該道府縣の米穀商統制團體に販賣するのを原則とする。

その配給の數量なり時期なりは、地方長官の指示に從ふこととし、配給を受けた米穀商統制團體は、米穀の小賣業者またはその團體を經て消費者に配給する。

道府縣内消費米はかうして處理されるが、生産縣にはそれ以外に縣外移出米がある。縣外移出米の販賣経路は、道府縣販賣組合聯合會から、全國的系統機關である全國米穀販賣組合聯合會またはその經營する聯合農業倉庫に、全部出荷することとしたのである。道府縣販賣組合聯合會の集荷米はかうして處理されるが、道府縣内消費米の配給については、從來販賣組合聯合會から直接消費者團體なり、大口需要者なりに配給してゐた實績はこれと認めるのが妥當であるとの趣旨から、但書の規定を設け、當該道府縣内の消費者團體、大量消費者等に對しては、當該地方の配給の實情により、從來の實績に應じ地方長官の許可の下に、米穀商統制團體を經ず直接配給を認める方針である。本條第一項はこの趣旨である。

かうして全國米穀販賣組合聯合會に集荷された米穀は、政府又は日本米穀株式會社以外には販賣し得ない。但し、道府縣内配給米については、從來米穀商統制

い。但しこの場合にも、從來全國米穀販賣購買組合聯合會が、消費者團體、大量消費者等に直賣してゐた分については、現在精米設備を持つてゐる關係もあり、或ひはその實績程度のものは認める必要があるかも知れないので、この場合には農林大臣の許可の下にこれを認めることもあるといふ餘地を残した。これが第二項である。

念のために一言しておきたいのは、本條第二項にも「前項ノ規定ニ依リ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀」とあるやうに、第二項の規定は農村から單位組合、道府縣販賣組合、第二項の規定は農村から單位組合、道府縣販賣組合を經て集荷された販賣事業に屬する米穀の處理規定であつて、全國米穀販賣購買組合聯合會が政府米等の拂下げを受けた販賣事業に屬する米穀には、適用がない。

米穀商統制團體の集荷した米穀については第三項の規定がある。即ち、當該道府縣内の消費米の配給は地方長官の指示により、米穀小賣業者またはその團體に販賣する。道府縣内配給米以外の米穀は政府または日本米穀株式會社以外の者には販賣し又は販賣の委託を爲し得ない。但し、道府縣内配給米については、從來米穀商統制

團體或ひはその組織員が販賣してゐた消費者團體または大量消費者等については、當該地方の配給事情の上から必要ある場合は、地方長官の許可の下に、實情に應じ、小賣商を省略した直接販賣を認める方針で但書が設けられてゐる。販賣組合聯合會の場合と異なるのは、米穀商統制團體の場合には、道府縣のこれ等の團體から直接政府なり日本米穀株式會社に出售することであり、販賣組合聯合會のやうに全國機關を通さない點である。

第六條

日本米穀株式會社又ハ米穀商統制團體以外ノ者ニ米穀ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

この規定によつて日本米穀株式會社は、内地米の民間取引が許される場合、政府が買入しない場合の全般的機關たる地位を與へられたのであるが、それ以外にも日本米穀株式會社は、外地米を買付け、或ひは政府米の拂下げを受けて配給することもある。かやうに、會社が取扱ふべき米穀は、政府又は道府縣の米穀商統制團體以外には販賣し得ないこととして、配給の統制を圖ることが本

條の眼目である。實際は會社から米穀商統制團體に販賣するのが原則であるが、會社の手持米が多くなつたやうな場合には、政府がこれを買入れる必要の起ることも豫想されるので、政府にも販賣し得ることとしたのである。かくて日本米穀株式會社は、卸または小賣には原則として進出しえないこととなつたのであるが、日本米穀株式會社は、外地に米穀を販賣すること、その他特別の事情ある場合には内地にも例外的に配給を爲す必要が起ることもあり得るので、こんな場合には農林大臣の許可を受けさせることとしたのである。

第七條

農林大臣ノ指定スル地ニ於テハ米穀商統制團體

（ヘ地方長官ノ指定スル地ニ於テハ米穀商統制團體當該地ニ配給スベキ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ）

主要消費地では、卸商の組織する米穀商統制團體か

ら小賣業者の組織する團體に直接配給する團體取引を行

はせようとすると本條の主旨である。即ち、卸商個々の

命スルコトヲ得

活動を認めず、米穀商統制團體で共販し、買受も小賣業者個々の買付を認めず、小賣業者の團體の共同買付を行はせようとすると考へてある。個人配給を認めるに個人の自由意志に基づく配給の不公平または経費の無駄を招き易いが、團體配給とすれば、こんな配給上の凹凸を防止することが出来るだけではなく、配給統制上必要な地域的配給方針も實行可能となるのである。然しこんな團體配給は、配給機構上、相當の變革であるから、實行可能な地から順次行つてゆかうといふ方針で、農林大臣がその地を指定し實行に移す仕組である。但書は、消費者團體、大量消費者等に米穀商統制團體から直接配給を認める必要があることを考慮して設けた規定である。

第八條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條又ハ第四條ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ヲ免ル行爲スコトヲ得ズ

第三條又は第四條のやうな規定を置いても、いろいろの名義でこれを潛る虞れがあるのであるから、名義が何であらうと脫法行為は一切禁絶するといふ趣旨である。

第九條 農林大臣又ハ地方長官米穀ノ配給ヲ統制スル爲特

命を爲す際には農林省の承認を受けることを要する。

其ノ所有シ又ハ占有スル米穀ニ付農林大臣ヨリ昭和十四年農林省令第八號第一項ノ規定ニ依リ告示スル最高販賣

價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之
ヲ賣渡スベシ

本條は本規則施行と同時に廢止された昭和十四年農林省令第六十二號「米穀配給統制法第四條第一項及米穀統制法第十一條ノ規定ニ依リ米穀ノ配給統制ニ關スル應急措置ニ關スル件」第一條の強制買入に關する規定とほど同一のもので、右の省令を廢止した關係から、本規則中に規定したのである。但し本條は廣く米穀所有者に對し、強制買入の申込が出來ることとなつた點で、舊省令の第一條よりも適用の範圍が廣くなつてゐる。

本條は、農林大臣から公定最高販賣價格による米穀買入の申込があつたときは、その申込に應じその賣渡を爲すべしとの規定であつて、米穀配給統制の最後の寶刀として濫用を避くべきものである。

なほ、この機會に附言して置きたいことは、本規則施行と同時に廢止された昭和十四年十一月農林省令第六十二號第三條のやうな「地方長官が關係官吏または吏員をして營業所、倉庫その他の場所に臨檢し、帳簿物件の

検査を爲さしむることを得る」といふ規定が、本規則中に規定されてゐない點であるが、右のやうな地方長官の權限は、本規則の根據法である「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」第三條によつて當然爲し得ると解釋されるからである。即ち、既に第三條の規定があるから重複して規定しなかつたことに留意されたい。

第十一條 農林大臣又ハ地方長官米穀ノ配給ヲ統制スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ米穀ヲ所有シ若ハ占有スル者市農會、町村農會、販賣組合、農業食糧業者、米穀商統制團體其ノ他米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハナル命令ヲ爲スコトヲ得

農林大臣、又は地方長官は米穀の配給上必要な各般の命令を出し得るわけで、その命令とは、處分命令は勿論のこと、地方長官は府縣令のやうな法規命令も出し得るのである。地方長官が本條に基づく命令を爲さうとするときは本省の承認を受けることを要する。

第十二條 日本米穀株式會社、全國米穀販賣購買組合聯合

會 道府縣ヲ區域トスル販賣組合團體又ハ米穀商統制

團體ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲タル事項ヲ記載スベシ

一 買受ヶ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル年月日並

量、價格及買受ヶ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル年月日並

ニ其ノ賣渡人又ハ販賣委託者ノ氏名名稱及住所

二 販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル米穀ノ種類別數

量、價格及販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル年月日並

ニ其ノ買受人又ハ販賣受託者ノ氏名名稱及住所

三 購入ノ斡旋ヲ爲シタル米穀ノ種類別數量、價格及斡

旋ノ年月日並ニ其ノ賣渡人及買受人ノ氏名名稱及住所

ノ買受人ノ氏名名稱及住所

四 買受ヶ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ地方長官ノ定ム

米穀の集荷、配給の實際を明瞭にして、配給統制上配給の凹凸、不正取引、偏在等をなくする意味から、米穀の集荷、配給を爲す道府縣以上の團體に取扱實績を記帳させることとした規定である。本條の「米穀の種類別」は、内地米（水陸、船積、鉄桶等級別）朝鮮米、臺灣米、外國米の別及び梗、玄米、精米の別に記載していただきたい。

第十三條 米穀小賣業者組合員ノ爲ニ米穀ノ購入ヲ爲ス組織員ノ爲ニ米穀ノ共同購入若ハ購入ノ斡旋ヲ爲ス團體ニシテ地方長官ノ指定スルモノハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲タル

購買組合、漁業組合若ハ商業組合ハ其ノ聯合會其ノ他

組織員ノ爲ニ米穀ノ共同購入若ハ購入ノ斡旋ヲ爲ス團體

ニシテ地方長官ノ指定スルモノハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲タル

購買組合、漁業組合若ハ商業組合ハ其ノ聯合會其ノ他

<p

となるが、このやうにして買受けた米穀の取引内容は、

配給上知つて置く必要があるので、これを地方長官に報告させることとしたのが本條である。「米穀ノ種類別」とは前條の説明に同じ。「地方長官ノ定ムル所ニ依リ」とは報告の期限等を定めるといふ意味で、本省の方針は前月分をその月の十日までに報告して貰ひたいのである。

第十五條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルキハ

第一條ニ掲ケル者ヨリ米穀ノ配給ニ關シ必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

×

最後に附則第二項について説明を加へよう。

附則第二項は、本規則施行前はいはゆる市町村農會の幹部はなかつたので、市町村農會の幹部によらず自由に買付した産地商人の手持米の販賣方法を規定した経過規定であり、原則として右の米穀は當該道府縣の米穀商統制團體の承認がない限り、當該團體以外の者には販賣し又は販賣の委託を爲し得ないととしたのである。米穀を買受けまたは販賣の委託を受けた者であつて、本規則施行の際現にその米穀を所有しまだ販賣の目的を以て

占有するものは多數あり得るが、右の中、販賣組合、農業者、組員のために米穀の購入を爲す購買組合、購

賣組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會及び組織員のために米穀の共同購入または購入の幹部を爲す團體の手持米は、これは消費者に向つての分散配給の途上に在る米であるから、その通り配給すればよい。こんな趣旨でこれ等の者または團體を除外すると、残るのは産地の集荷商人の手持米だけにならぬ。これを集荷統制機關である米穀商統制團體の統制に歸属せしめるのが附則第二項である。

一法力體民國

意注のていつに行施

局 力 體 省 生 厚

國民體力法が、いよ／＼九月二十六日から施行された。國民體力管理制度については、既に説明したから(未註)六五條迄こゝでは施行についての具體的説明を中心として述べよう。

被管理者

本法で體力を管理される者、即ち被管理者たる要件は、(1)内地に居住すること、(2)帝國臣民なること、(3)未成年

者なることの三つである。従つて内地に居住する未成年者である限り、臺灣本島人、アイヌ人等もすべて被管理者である。また一時に朝鮮、滿洲國その他の外國に旅行してゐても被管理者である。未成年者は、生れてから満二十一年になるまでの男女すべてを指すが、當分の内は勅令を以て被管理者の範囲を限定することを得ることになつて

おり、本年度は、満十七年以上二十年未満の男子(徵兵適齡三年齢)、詳しくいへば、大正九年十二月一日から大正十二年十二月一日までの間に出生した者が被管理者となるのである。

なほ未成年者であつても(1)陸海軍軍人にして現役中のもの(未入營及び歸休者下士官衆を除く)又は戰時事變に際し

召集中のもの(2)陸海軍の學生生徒に對して(イ)被管理者の氏名、男女の

(8)從軍中の軍屬 (4)専ら本法施行地外のみを航行する船舶の乗組員、等は被管理者から除外される。

保護者の義務

被管理者は未成年者であるから、これに對して親権を行ふ者(親権を行ふ者のない時は後見人又は後見人の職務を行ふ者)が内地に居住して居れば、その者は保護者として、被管理者の體力向上は保護者として、被管理者の體力向上について種々の義務を負ふのである。

被管理者及び保護者の義務といふのは、次のやうなものである。まづ體力検査について、被管理者の居住地市町村長は之を受ける義務、保護者は被管理者に検査を受けさせる義務がある。更に保護者は、毎年五月十日(本年度は十月十日)迄に被管理者の居住地市町村長に對して(イ)被管理者の氏名、男女の

別、生年月日、居住の場所 (口) 保護者の氏名、居住の場所、被管理者との縛り。

(ハ) 被管理者が——後に述べるやうに、その使用されてゐる事務所、工場等で體力検査を受ける時はその員、の三つの事項を届出ねばならない。この届出は、被管理者をして體力検査を受けさせるために重要な手續であり、これを怠れば料料に處せられる。届出後運動のあつた者、届出期日を過ぎてから新たに内地に居住するに至つた者についても、直ちに新居住地の市町村長に同様の届出をなさねばならない。

なほ被管理者を教育、監護又は使用の目的で寄寓させてゐる者がある時は、この者が保護者に代つて義務を負ふ。被管理者が學校又は幼稚園に行つており、そこで體力検査を受ける場合は、

この届出は不必要である。

又は在園する者であつて、この場合は

體力検査の結果必要に應じてなされる指導その他の措置を受けた場合にそぞれに従ふべきは當然である。體力手帳も被管理者又は保護者が保存する義務があるのである。

體力検査は毎年一回(例年六月七日)は七月八日まで)——本年度は一齊に十、十一、十二の三ヶ月——被管理者全員に施行者は原則として市町村長である。

從つて被管理者は自分の居住する市町村で行はれる體力検査を受けるわけであるが、これには一二の例外がある。

第一の例外は學校又は幼稚園に在學する者を常時四十人以上を使用してゐる者である。これ等の事業主又は管理者は一定の事項を地方長官に届出する義務があり、地方長官から體力検査を行ふやうに命ぜられる。この命令があつた時は、その事業場等の名稱、所在地が告示される。被管理者としては自分が體力検査を受けるのは勤務先であるか、居住地市町村であるかを知つておなればならない。

體力検査は、身長、體重、胸圍をは

かつて、いはゆる體格を見る外、視力、色聴、聽力、精神機能、運動機能も検査する。次に國民體力管理監督が疾病の有無を診察するのであるが、この場合に結核、花柳病その他特に指導を必要とする疾病にかゝつてゐる者はレントゲン線その他の方針でなるべく精密に診察する。これを精密検診といふ。

體力手帳

體力手帳とは、體力検査の結果や指導その他の措置が記載されたもので、初めて體力検査を受けた時に交付される。この手帳は翌年以後の検査の場合に提示して、毎年體力検査の結果が記入されてゆくのであるから、被管理者又は保護者が大切に保存しなければならない。保存期間は被管理者が満二十年に達する迄が原則だが、徵兵検査の際に提示を命ぜられるから、徵

兵検査を受ける男子は之が終るまで保存しなければならない。

體力手帳は、法令の定める場合のみ提示する義務があり、それ以外の場合には提示を拒むことが出来る。

指導その他の措置

疾患異常検診の際、必要ある時は國民體力管理監督は體力向上に關する指導を與へる。指導の方法は大體、輕易な事項は口頭で、比較的重要な事項は體力手帳に記載する。

體力虚弱な者は、疾病にかゝつてゐる者で、必要ありと認める時は地方長官が國又は公共團體の體力向上施設の利用、効率の場所、時間の制限等體力向上に關する指示をする。この場合、事業に使用される被管理者については、必要ありと認める時は、同時に被管理者を使用する者に對しても指示す

ることが出来るのである。

結核又は花柳病にかゝつてゐて未だ治療に就いてゐない者は、地方長官が療養に關する處置を命ずる。命ぜられた者が、貧困のため醫者にかゝれない時は、中譯により地方長官は、國民體力管理監督につき療養の指導を受けさせることが出来る。

その他の諸注意

先づ雇用關係についてであるが、使用者は體力検査の結果を不當に援用して、被管理者に對し不利益な取扱をすることがあつてはならない。

次に體力検査その他の體力管理の業務を知る機會が多いであらうが、絕對にこれを他に漏してはならない。この意味から本法では、秘密漏泄に對して嚴重な罰則の規定を設けてゐる。

露光量違いにより重複撮影



露光量違ひにより重複撮影

昭和十五年十一月二日印刷施行 官報第一回	週報
印 刷 者	東京中央印刷株式会社
發 行 者	内閣總理大臣官房内閣
内 開 印 刷 局	内閣總理大臣官房内閣
一 部 五	内閣總理大臣官房内閣
内 開 印 刷 局	内閣總理大臣官房内閣
各 書 店 賣 店	内閣總理大臣官房内閣
東 都 書 籍 佛 式 會 社	内閣總理大臣官房内閣
各 書 店 賣 店	内閣總理大臣官房内閣
本誌は、標題の場合は、必ず、明治第何年正月登載の旨を記載する。其の右に記載する内閣總理大臣官房内閣の名前を、必ず、右側に記載する。本誌記事の是正請求は、必ず、記載する。掲載記事に対する誤謬は、必ず、記載する。本文が長い場合は、必ず、本文を記載する。本文が短い場合は、必ず、本文を記載する。	内閣總理大臣官房内閣



週

報

昭和十五年十月二日第三種郵便物認可
（毎週一回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行

感冒にブロチソ

（登録商標）

ブロチソの特色

鎮咳・祛痰の作用兩立

祛痰と同時に
鎮咳の効果を奏し、祛痰作用に於ては粘膜
を刺激することなく、却て之を抑壓し、
同時に粘液を溶解し、その喀出を容易な
らしむ

副作用なし

不快の味を有せず
胃腸障礙、就中食欲不振、嘔氣、嘔吐な
く、何等忌むべき若くは危険なる副作用
を伴はず

感冒、気管枝力タル、喀嗽並に
喀痰を伴ふ急性慢性呼吸器疾患

百日咳症に適應

三〇錠・四〇



東京・室町

三共株式會社

（判A5規格規定國はさき大の書本）